ん又は事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項、第百五十七条の二第三項若しくは第百五十七条の三第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

様式第１（第４条第１項関係）

あ　っ　せ　ん　申　請　書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が　不調／不能　のため電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協　定　又　は　契　約	関　連　条　項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第１項において準用する同法第154条第１項

条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項若しくは第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

様式第１（第４条第１項関係）

あ　っ　せ　ん　申　請　書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が　不調／不能　のため電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協　定　又　は　契　約	関　連　条　項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第１項